

村の政治は村の人々のために
あります。皆さんのご意見
ご要望などお寄せ下さい!

あしたば

日本共産党利島支部機関紙

<知は力> 内容が豊富で、読みやすく面白
「しんぶん赤旗」日曜版をご購読下さい [月930円]

第195号

2022年3月17日発行

発行者 日本共産党利島支部

笹岡 寿一

〒100-0301

東京都利島村850番地

電話 04992-9-0191

Eメール・アドレス

to_sasaoka@yahoo.co.jp

国民多数の合意で 改革を進める

BSテレ東番組で

共産党・志位委員長語る



日本共産党の志位和夫委員長は2月20日放送のBSテレ東番組「日曜サロン」に出演し、岸田政権の新型コロナ対応や安保・外交、経済での問題点を指摘するとともに、日本共産党の抜本的対案、綱領的立場などについて縦横に語りました。

▲BSテレ東から



取り込んで
読んでみて下さい

スマートフォンで
読めます



を作ろうと思ったのか」と質問しました。

志位氏は、総選挙では、「安保条約、自衛隊、天皇の制度、社会主義・共産主義」の4点に攻撃が集中したと強調。「共産党が言うことは『現実離れ』しているという攻撃が行われました。そうではなく、現実をしっかり立って、改革の方策を示していることを、そもそも論から知っていただきたいということで、1千万部ほど印刷して活用を大々的に始めています」と語りました。

芹川氏が、「天皇の制度」についてのリーフの説明について「綱領の基本的な考え方とちょっと違うのでは」と質問。志位氏は、「綱領の立場をわかりやすく書いたものです」と

回答しました。天皇の制度について、①いま大切なことは、憲法に書いてある「国政に関する権能を有しない」などをきちんと守ることであり、②将来について、共産党は、天皇の制度は「世襲」だから人間の平等と両立しないと考えているが、これをどうするかという方針については、その「存廃は国民の総意にゆだねる」という方針を綱領に書いていること、憲法第1条には、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基づく」と書かれていることを指摘し、「ですから現在も、将来も、憲法にのっとってこの問題に対応していくということです」と答えました。

そして、志位氏は、「四つの問題の全部で、私たちは方針を持っています。しかし、最終的に決めるのは国民であり、国民の総意にゆだねます。国民の総意、多数の意見を無視してやるようなことはしません。すべて国民の合意で進むということを強調しています」と語りました。

番組の最後に、芹川氏は、志位氏の話の感想を述べる中で、「はてな」リーフを取り上げ「うまくまとめる」「わかりやすい」と改めて紹介しました。

◆志位和夫委員長が出演した「日曜サロン」は、テレ東のニュースサイトにアップされています。ぜひご覧ください→



“日本共産党ってどんな党か？”
がよくわかるリーフです。

草の根から「改憲許すな」の大運動を



参議院議員(東京選挙区選出)

やまぞえ・たく

山添 拓

日本共産党

9条改憲の危険な新局面を直視したとりくみが必要です。「9条改憲を許すな」、「9条を生かした平和外交を」の一点で、日本共産党は、国民のみなさんと力をあわせ奮闘する決意です。

* この「あしたば」は、[機関紙 あしたば] で検索すれば読めます *



議

会

報

告

ささ おか とし かず
笹岡寿一の



2022年度・第1回定例村議会は、3月7日(月)に開会しました。会期は、14日迄の8日間としました。11日の午後4時40分に閉会しました。笹岡議員の質問と所信表明、行政報告の内、住民の皆さんの暮らしに関係があると思われる事案の要旨をお知らせします。議案は、改正条例案12件、人事案2件、各会計の予算案、他がありました。全て原案通り可決、承認、又は同意されました。

3月議会では、このような「小見出し」が話し合われました

は笹岡



村長の

所信表明

《全文は村の広報を覧下さい》春一》

健全な財政運営を目指す

科学的な判断により、あらゆる施策の再検証を考えます。

笹岡議員】ここに云う「客観的な視点、科学的な判断」と云うのは、余りにも抽象的過ぎて掴み処が分かりませんが、「あらゆる施策の再検証」するには、4年や5年の

歳月で出来るとは思えません。

施策の全てを見直す、その根拠と目的、及び期間を具体的に伺います。

村長】現状では、「何をどうする」といった具体的に考えている訳ではない。

行政財政運営に限らず、小さな島公正な村政運営を目指す

が故の許容で成り立っていた部分が多分にあると感じますが、一般社会のルールからは、望ましくない事も多くあったと思われる。

同時に、それらに対してモノが言えない雰囲気になる傾向もあるよ

うに感じる部分もありました。

公正で公平な運営が求められる現在の利島村。反発や抵抗もあるかとは思われますが、説明を尽くし島全体がルールを遵守するように取り組んでいきます。

笹岡議員】「行政財政運営に限らず、小さな島が故の許容で成り立っていた部分」、「一般社会のルールからは、望ましくない事」、「同時に、それらに対してモノが言えないような雰囲気になる傾向があった」とは、如何なる事態を指していますか。又、「公正で公平な運営が求められる現在の利島村」と云う意味と、「島全体がルールを遵守する」と云う「ルール」の説明を求めます。

村長】行政財政運営に関して言え

ば職員との対応の態度を気を付けるとか、内部事務の改善などを指して言っている。

島の「ルール」と云うのは、みんなが穏便に暮らせるようにと云う事を願う事である。

住民との意見交換の場を増やし、住民とのコミュニケーション

具体的なアイデアを掘り起こし政策に活かしたいと考えています。

行政改革

慢性的な人員不足による個々への業務負担低減をするべく、積極的な職員の増員を図り、事業の推進を強力に進めていく為の土台を整備していきます。

笹岡議員】昨年職員の定数を大幅に増員したばかりですが、「更に増員する」という事ですか。

村長】社協の村営化も検討課題になつていて、そうした増員も視野に入れての考えである

定住化促進

今年度中に、単身用住宅18世帯分の整備を最重要政策として整備すると共に、単身者が世帯用住宅に、世帯者が単身用住宅に入居している不合理の解消を図ります。新築をされる方に対して支援します。

笹岡議員】2件の空き家を購入入しています。いずれも職員用と聞いています。事実は違いますか。

「新築する人に支援」とは、「助成金を支給する」と云う事ですか。

「定住促進」と云うならば、園児、学童の増加も視野に入れた、「家族世帯用住宅の建設が本来的」と云う住民の意見があります。

その計画は無いのですか。入居者不合理の解消は強制的ですか。

村長】差当り職員住宅として予定しているのは4件である。

家族世帯用住宅は現状では計画に無い。入居している人の不合理の解消と云うのは強制ではない。

笹岡議員】計画されている住宅は、不動産業者からの賃借ですが、業者とすれば当然利益を見ての賃貸です。補助金はなく相当の割高になります。

職員用住宅が急を要すると云うなら、リース住宅を5件か6件程度にして、残りは全て単身住宅とするのではなく、公営住宅として検討して建設したら如何ですか。

14世帯分もの単身者用住宅がそれほど急を要するとは考えにくく、空き室が生じる可能性も考えられます。

公営住宅建設には補助金が付く上に、起債「国の認可を受けた借入金」**Ⅱ世園**も認められます。

将来の起債償還に対しては、補助金の手当があります。償還期間は25年以上の長期になります。

その結果、財政負担は賃借住宅に比べて、はるかに軽減できます。

公営住宅建設を検討しては如何ですか。

村長 公営住宅建設には時間が掛かる。単身者用住宅を急ぎ建設するのは、私の政策である。

「村が新年度から実施する不動産業者からの賃借住宅は、10年後に所有権が村に移行します

この間の賃借料は、「初年度に5300万円余り、以降9年間に及んで3300万円の賃借料を払う」と云う事業で、支払総額は3億5千万円を超えます。**Ⅱ世園**」

椿関連事業

「椿油製油センター」の整備を進めます。椿の島の未来に向けて、先進的な情報通信技術の活用が出来るのか、検討していくと共に、コミュニケーションの場を増やします。

笹岡議員 前議会でも申し上げましたが、放置林の整備は最早構想を論じている事態ではなく、必



須、かつ喫緊の課題と考えます。

学生ボランティア頼みではなく、村独自に継続して取り組んで体制を講じるよう対処を求めます。

その上で学生ボランティアも活用されたと考えます。

椿林が整備されれば島内には、地主を始め借地生産者の他にも、勤労者など休日を利用して拾う人が不足であれば、島外からの応募者も可能と考えます。

村長は前議会で、「将来に繋がる事業か、否か検討して対処する」旨答弁しています。私は、「本村の歴史的基幹産業であり、今更、繋

がる事業か、否かを検討する事案ではない」と述べて質問を閉じました。改めて、村長の所見を伺います。

村長 放置林の整備は現段階では具体的な実施計画は無い。

将来に繋げるにはどのようなことが要されるのか。農業委員会、農協、生産者と協議する。

漁業分野

水揚げ量が大幅に減少し従事者にとつて危機的な状況であると認識しています。

資源保護や調査等の補助事業は継続しつつ、新たな魚種への転換や、新たな漁法の調査支援、加工品等の開発促進に伴う加工施設の利用促進等、事業の推進、再構築に積極的取り組みます。

笹岡議員 漁獲が激減して漁業者、漁協が厳しい状況にある事は同じ認識です。海水温による漁獲の減少は、俄かには改善されそうにない状況と聞きます。

述べている施策は、中長期の継続が必要と考えます。

村長 漁協との話し合いを以て事業の取り組みに努めていきたい。

観光分野

観光協会設立を見送り、行政主体で「産業観光課」を設置し

ています。村役場としても情報発信に力を入れていきます。

【利島】をPRして、【利島ファン】を増やしていくように努めます。

笹岡議員 標台松線沿いに展望台建設を求める要望書が署名人を添えて、村に出されています。現場から撮影した写真は、村落を俯瞰する中々の景観です。

4次計画に追加を求めます。

村長 要望の内容は昨年何っている。次年度以降検討することにした。

医療分野

看護師の3名体制、各種専門診療等の継続、情報通信技術を使つての診察や電子カルテの導入を更に進めることにより、可能な限り島外で受診しなくても済むようになる環境の整備を目指します。

笹岡議員 現状でも、この程度の体制は取られているのではありませんか。それでも島外での診療に行かざるを得ない実情があります。

「島外で受診しなくても済むような環境の整備」とは、具体的には、如何様な構想を描いていますか。看護師3名体制は常勤ですか。

村長 所信表明に述べた他に、予防施策を講じることと一助にな

ると考えている。

再生可能エネルギー

国や東京都の考え方に沿って、進めていきます。

昨年度からの債務負担行為事業となる浄水場 設備への再生可能エネルギー整備を実施し、ランニングコスト削減や、環境負荷低減へ向けての未来を見据えた事業として考えています。

笹岡議員 国や東京都の考え方は、長期に進めていく計画にあります。それに対応できますか。

それによる環境負荷低減は、どの程度の効果を期待していますか。施設費と廃棄コストとの比較では、「ランニングコストの削減には到底及ばない」ではありませんか。

前村長は、「住民の電気料金を将来は無料化する」と言つて、モデルハウスの建設まで計画に織り込んでいます。最終的には、何処まで施設する考えですか。

今後継続して施設すれば、するほど、15年から20年後には、毎年解体と新設を同時に続けて行くこととなります。解体に伴う廃棄処理も大きな課題となります。

村長 全て前村長が計画した通り実施することは考えていない。

へり運賛助成

東京都離島住民航空割引に加え、新年度より村独自で25%助成して、東京愛らんどシヤトルの利用促進を目指します。

笹岡議員 チャーター便への助成は検討していますか。

村長 その助成は考えていない。

合併処理浄化槽

使用料金の見直し

新年度よりを考えています。



伝統文化行事

教育長 昨年12月11日(土)に、利島村伝統文化芸能実行委員会主催による「ふるさと利島に思いを寄せる日」を実施した。

御祝い杖を阿豆佐和気神社で、餅つきを地域交流会館において行った。

子供、保護者など、

約100名の

参加があり

盛況であった。



総合開発審議会の開催

総務課長 1月19日(水)開催

した審議会は、「利島村総合開発審議会」運営準備協議会として、村長より概要説明を行った。

一、令和4年度開催に向けての進め方。

二、「第4次総合計画」策定から、年次目標まで残り3年となった中間経過の評価の依頼。

キャッシュレスポイント還元キャンペーン

住民課長 1月15日から同月

31日まで島内4店舗で、ドコモの「D払い」決済で最大30%のポイント還元を行うキャンペーンを実施した。この間の利用者は87名、買い物額は約220万円、還元ポイント数は約63万円であった。

コロナ3回目のワクチン接種

住民課長 令和4年2月24日

をもって完了する。

今後、2回目接種から6ヶ月を迎える対象者への接種については、東京都と相談しながら、ワクチンの供給を受け実施していく。

コロナ小児接種

住民課長 5歳から11歳まで

の小児へのワクチン接種については、1回目を4年3月3日(木)に、2回目を同月25日(金)に実施する予定である。

質問に先立って

笹岡議員 村山村長(以下、

村長と云う)による、初の当初予算案審議の前に質問します。

私は、議会開会の1ヶ月前に数10人の住民の皆さんに一般質問の素案原稿を届けて意見や要望を伺うことに努めてきています。

寄せられた意見や要望を基に質問通告書を修正して議会で質問しています。前、前田村長の時代には、住民要望の実現が中々難しい状況にありました。

村長は就任早々、「都議会議員や国会議員を訪問している」と聞きました。このフットワークも活かし、住民要求の実現を図る事を期待しています。

コロナ対策

笹岡議員 昨年暮れから、コロ

ナ・オミクロン株の感染者数が拡大状況にあり、島しよでも急激に増加しています。

全国では、重症者や亡くなる人が増加しています。

前向きな感染防止対策の取り組みが必要です。

1月11日の午前中、住民課長に昨年10月から年始にかけての状況を聞きました。

それを受けての提案です。

① 住民が出島した時はPCR検査を受けて、陽性者は村に報告する事。

② 島外者については、入島時にPCR検査証明書の提示を求めて、無き人は入島出来ないことを交通機関、宿泊業者の他、関係者に周知を図る事。

住民課長 ① 住民には、帰島時にできるかぎりPCR検査を受けてくるように呼びかけている。

役場や社協、学校の職員には、陰性結果が証明されてから、職場に出勤するよう要請している。

② 憲法に定める移動の自由の観点からPCR検査の陰性証明がなされていない来島者に入島規制を行うことはできない。

PCR検査を受けて、来島するよう周知を続けていく。

島外診療の際の旅費助成

笹岡議員 日本共産党の都議

団は、島しよ住民の命と健康を守るために、20年12月の4回定例都

議会で、「島しよ住民が島外診療の際の旅費の50%を回数制限なく、

昨年、「しんぶん赤旗」の記者が大島、利島、式根島取材して、

クレーン利用状況 報告 勤労福祉会館長

七島海運(株) 12月・4回 1月・6回 計10回 貸出なし



12月17日付で「離島の医療は」と題して大きく報道されました。(12月発行「あしたば」194号参照)

私は、こうした日本共産党の党を挙げた取り組みを得て、島しょ議員団、都議会と協力して、都が支援助成するよう、引き続き助成措置を要望していきます。

村長、議長に於かれては、「町村会、町村議長会が共同して、島しょ住民の命と健康を守るために東京都が実費の50%を回数制限なく支援助成されるよう、東京都、並びに都議会各会派に要請されることをお願いしたい」と思っています。

村に於かれては、東京都から支援助成が受けられるまでは、村が住民の命と健康を守る為に、交通事情による3日間迄の延泊を含めて、5万円を限度額として実費の80%を回数制限なく助成するよう要望します。

都から実費の50%の支援助成を受けられた時は、村が30%の助成をするよう求めます。

住民課長 島外通院交通費等支援事業費補助金については、対象者や補助金額について、所得制限とか、公務員を除外するとかの制度の見直しを検討していく。

行政ヘリコプターの運航緩和

笹岡議員 本村に限らず、全島しょ町村の住民の中に、「命に影響しない疾病患者は搬送要請できない」と云った風評があります。

東京都の福祉保健局医療政策部救急災害医療課長は、「行政ヘリコプターの運航は、総務局、衛生局(現福祉保健局)、消防庁の3機関協定(昭和57年4月1日締結)によって運航している。協定書には、「生命に危険が及ぶ可能性がある場合」と云った規定はない。医師の判断による町村長からの要請で運航してきている。都は、医師が判



断する事に如何なる指示もしていない。要請を拒絶したことは一度もない」と話しています。

後で、協定書の写しを村長に提出します。

昨年暮れには、大腿部を骨折して担架で搬送された高齢者が海上時化模様の接岸すらも危ぶまれる中、「神津島経由の船舶で長時間かけて都内入院する」と云う事態がありました。

過去にも、脚部を骨折した人が、「命に係る状況ではない」と云うことで船舶を利用して都内入院された人たちが居ます。

私は、「行政が医師と話し合つて「生命に危険性がある場合」に限らず、患者が著しい苦痛、吐き気、倦

怠感がある時や、骨折他外傷で歩行が困難な疾病患者は搬送要請するように、「従来の対応を改善させたい」と求めます。

住民課長 診療所医師から都立広尾病院に搬送の要請を行う中で、骨折等の場合、ヘリ搬送とならない事例は発生している。

特に、高齢者の場合、移動が困難となっているので都に確認しながら、ヘリ要請に柔軟に対応いただけるように要望していく。

笹岡議員 都は、「医師の判断による町村長からの要請で運航してきている」と述べています。

「都に要望するのは由として、村長が就任された医師と話し合うのが前提と考えます。」**笹岡**

補聴器の購入費に対する支援助成、及び言語聴覚士等の招へい

笹岡議員 村の助成対象者の条件が、「非課税者」とあります。

これでは、助成適用を受けられる人は極めて僅かで、実態は制度の形づくりしただけの、「絵に描いた餅」と云う事になります。全ての人が申請したとしても10名程度です。

折角の制度ですから、皆さんに

期待され喜ばれるように、「非課税」と云う所得制限の撤廃を求めます。

東京都の中では助成を決めている自治体が増えて来ていて、中には、13万7千円の助成を決めた区もあります。

この区では、補聴器相談医、認定補聴器技能者、言語聴覚士等

これで孫の声もハッキリ聞けるかな



との連携で高齢者難聴の早期発見や購入前の相談からアフターケアまで支援するとしています。

本村に於かれては、こうした一連の支援も含めて、補聴器の購入費用として、当面15万円を限度額として、30%の支援助成をされるよう制度の設置を求めます。これにより都の助成率50%との合計80%が助成されることとなります。

初年度10名の方から15万円以上の機種購入の助成申請を受けたとし

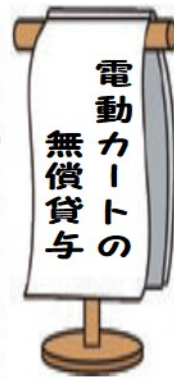
ても、村の負担額は45万円程です。それも、毎年の事ではありません。しかも、皆さん必ずしも15万円以上の機種を購入するとは限りません。村長の答弁を求めます。

住民課長 住民税非課税の条件をどうするか検討中である。

言語聴覚士を招へし、高齢者への講座を実施し、耳鼻咽喉科専門診療と連携する予定である。

高齢者の方が、適切に補聴器を導入できるような環境を整える。

購入費補助率の引き上げは現時点では考えていない。



笹岡議員 前議会で、「保険適用の問題を検討する」としています。社協でも、「調べてみる」と言っているんです。

その後の進捗について、所管課長の報告を求めます。

住民課長 貸出を行う場合の保険料は月額1,000円程度を見込んでおり、利用者負担とする方向で検討している。

貸出は、利島村社会福祉協議会で行えるように調整している。

議会の録画中継

笹岡議員 ユーチューブでの配信は影響が大きく、「12月議会を視聴した人は、30万件に及んでいます。私の所にも島内に限らず、各地からメールや電話で10万件の意見や問い合わせが寄せられていて、議会中継を歓迎する声が圧倒的でした。中には、議会、行政双方ともに厳しい批判もありました。

ある人の行政に対する批判については村役場に、その旨伝えるように言っておきました。それらしき話はありませんでしたでしょうか。

批判ばかりではありませんで、その内の一人で、「以前、利島に居た



ことがある」という女性からは、「議会中継を見て懐かしく感動した。昼の休憩時間中には、椿の花の静止画像ではなく、人々の日常の暮らしぶりとか、運動会や盆踊りなどのイベントや利島の古い記録映画など、島の風景も交えながらの動画を映して頂けると、利島の出身者や利島に暮らした事のある人たちには懐かしいし、観光宣伝にもなると思う」と話していました。

良い提案だと思いました。検討してみてください。

それはそうと、島内での視聴者が思いのほか、少ない気がします。その要因として、特に高齢者はパソコンが無いとか、操作に不慣れがあります。島内向けには、前議会で石野議員から質問がありました。IPタブレットでの配信が期待されています。最近のテレビでは視聴が可能ですので、「操作手順を広報で周知したい」と思います。

答弁を求めます。

議会事務局長 IPタブレットでの配信は現状では出来ない。次の機種の交換の際検討したい。昼の休憩中に、島の動画を流すことについては、映像素材の準備や技術的な可能性、配信する職員の負担等もあり、現時点では難しい。

議会の管内視察

笹岡議員 議会は、先月8日の管内視察で概略、次の施設での課題を確認できました。

以下の3施設に関する対策を伺います。

1、簡易水道施設

海水塩分を除去する浸透膜の交換、その架台が腐食で荷重限界にあるなど、改修が急務の状況にあります。漏水状況にあつて、水を大量に使うボーリング作業が中断しています。

当面は節水の協力を求めざるを得ない厳しい状況にあります。

環境建設課長 1月に節水を呼び掛ける前は、供給量が1日110トンから120トンであったが、呼びかけ後は100トンを若干下回る程度の供給量となった。都から許可を受けている脱塩設備の供給能力は1日100トンとなっている。井戸の増強作業が完了するまでの間、現状の節水にご協力いただきたい。

2、校舎・体育館

多目的教室の北側外壁の表面が崩落している他、校舎の数ヶ所に

及ぶ雨漏りと壁のひび割れ箇所からの雨水の浸透箇所の補修、及び体育館の雨漏り箇所の補修の他、トイレの改修も要されています。駐車場の車止め改修も要されます。

教育長 学校施設の老朽化に伴う屋根の防水工事、及び体育館トイレの多目的トイレ設置を含め、洋式化改修工事を実施すべく令和4年度予算(案)に計上されている。

多目的室北側屋根のモルタルの落下については、危険が及ばないよう応急処置を施し、来年度の防水工事で本格的に修繕することとしている。体育館の雨漏りについては、その後、報告は受けていない。

学校駐車場の改修工事について、教育委員会としては、予算要望をしたが、他事業との優先順位の関係で、令和5年度の実施になった。

笹岡議員 危険を放置することになります。防災施策は優先すべきではありませんか。

村長 一帯の村道整備と併せて改修する計画であり、事業費も大きいので次年度実施とした。

3、ゴミ処理施設

焼却施設の修繕費用が、「年間

3千万円から5千万円程が要されている」と言います。

現状は、炉へのゴミの投入が手動で作業されています。

焼却炉を少しでも長く稼働させるには、「可燃ゴミの減少が必定でその為には、カップ麺等の器などは水洗いして再利用ゴミで出す等の分別をして欲しい。小型のガスボン

事業用家電製品等の廃棄処理に 対する村に支援を求める要望

笹岡議員】事業用家電製品等の廃棄処理を費用は事業者負担として、村が一括扱いで搬出処理することを求める要望と、圃場



べは爆発性があり危険なので、必ず穴を開けてガス抜きして出すように」と話しています。

ボンベの爆発で煙突の一部が破損していました。世論の形成に努めていくことが大事だと思います。

環境建設課長】広報等で排出方法の理解を得られるよう努めていく。

の規制解除を求める要望があります。対処を求めます。

環境建設課長】行政は法令に違反する行為はできない。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条に「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されている。

「事業者」には、農家、漁家も含まれる。

事業活動に伴って生じた事業用電化製品は産業廃棄物である。

受入を申請する際は環境建設課にご相談いただきたい。

ジンガ沢ストックヤード規制解除を変えるつもりはない。

笹岡議員】本村での「事業者」には、農家、漁家の他、公務員、会

社員の勤労者以外は、ほとんどの人が対象になります。

勤労者の中には、兼業事業者もいます。

要望では、「実情は処理業者の手配から搬出に至るまで、全て個々で処理している。これを村で各関係処理業者と契約して貰って、まとめて搬出してくれば経費も割安になるし手間も省ける。それにかかる費用は負担する」と言っています。

法律の一部分だけを以て対処するのではなく、同法4条も精査して、廃棄物処理が国、自治体にも無関係でないことを認識されて、対処策を講じることを望みます。

尚、公務員は、「法令遵守の義務がある」ことを憲法に定めてあることは認識しています。

環境建設課長】幹部会で検討して見る。

「要望者は、「農・漁業者までも」とは考えていません。私自身もその認識でいます。〓笹岡

議事録の配布

笹岡議員】前議会で総務課長は、「製本化した議事録の配布は

可能」と答弁しています。

今年度から配布できますか。

議会事務局長】議案書や議事録について、ペーパーレス(紙を使わない事)での配布も検討中である。

笹岡議員】昨年12月議会では、「検討する」と言って、それが3ヶ月後には、「実施しない」と言う。何故答弁がころころ変わるのですか。

村長】時期は明言できないが、行政、議会を含めて議案は、予算、決算、条例等、ペーパーレスでの事務化を考えている。私は自分でタブレットを買って取り組んでいる。

笹岡議員】如何に時代とは言え、現状では議事録のペーパーレスは、タブレット操作に不慣れさもあり現実的ではありません。

当面は製本での配布を求めます。村長】製本での配布はしない。

田中副村長の発言

笹岡議員】ある住民が、「昨年

8月3日の午後3時頃、前田村長(当時)、田中副村長(以下、副村長と云う)、所管課長の3名が来て、『貴宅前の村道の一部に貴方の土地が、およそ長さ17メートル、幅が1メートル入り込んでるので現

地確認に来た。改めて測量するまでもないと考えている。17万円で買収させて欲しい」と言われて、私が、売却する考えの無いことを話したところ、帰り際に副村長から、『お前は役場を脅迫するのか。一休何様のつもりだ』と言われた事実を、あの日の直後から皆さんに、そのまま話している。作り話をする必要は

後日、当該地権者(以下、地権者と云う)が測ってみると、「実情は旧道沿いに東西31mで、法務局の登記記録では、面積が34㎡となっている」と言います。

昨年9月議会で私が、この件に関する発言をしたことで、閉会した当日の17日午後、全議員の話し合いが持たれた席で、寺田議長、村山副議長(当時)から、「副村長は、『役場を脅迫するのか』と言ったことは認める」と言っていたが、『一休何様のつもりだ』とは言っていない」と言っている」と報告しています。この話について、地権者の言う事が事実ならば、当人は、「自分は、売却する考えの無いことを伝えただけなのに、副村長に、『お前は役場を脅迫するのか。一休何様のつもりだ』と言われた事実を、あの日の直後から皆さんに、そのまま話している。作り話をする必要は

何もない」と話しています。

地権者は、「年が明けた1月7日の夕方、村長が来て、『副村長から山側に切込んで道路幅を確保する提案があったが、それは断った。改めて、買収のお願いをしたい』との話に、私が売却する考えの無いことを話すと、村長は、『分かりました』と言って、10分程して帰られた。村長から副村長の暴言に関する話は無かった。自分も村長には関係のない時の話であり、その話はしなかった」と話しています。

地権者は、「当時の前田村長と一緒に村の幹部職員が公務として来た中で、副村長が言ったことは明らかに住民を脅迫した暴言であつて許せない。個人的な口先だけの謝罪で済まされる問題ではない。少なくとも村の広報に発言内容の事実を記載した謝罪文を掲載して、公に謝罪して貰いたい。それ位の事は当然の事と思う」と話しています。

私は、この事件に伴って発言した副村長の言動は、事もあるに村行政の公務執行に当たって、同人が地位を利用して、住民を脅迫した行為であり、本村の、“特別職”と云う、「懲戒処分」の法適用を受

けない身分(地方公務員法第4条2)にある」とは云え、東京都の一般職公務員と云う身分からすれば、当然、“懲戒処分”の対象に該当し得る(地方公務員法第4条1)、それこそ今様に言う、「パワーハラスメント」に該当する行為ではないのか」と考えます。

それだけに、「事は重大」と云う認識でいます。ちなみに、この事件は、副村長が自ら発言の一部を認めている事も含めて、多くの住民が知るところとなっています。

そこで、副村長の本件事案に関する所見と、地権者が公に謝罪することを求めて、「村の広報に昨年の8月3日に発言した内容の事実を記載した謝罪文の掲載を要請していること」について、如何なる対処をする考えにあるか伺います。

尚、地権者は広報に謝罪文を掲載するに当って、「事前に原稿を見せて欲しい」と言っている事を伝えておきます。

村長】 指摘の内容には当たらないと考える。そもそも、定例議会で取上げる内容ではないと考える。

「言った」「言わない」の裁判のような場ではない。実際に過去私の家族も同様に

議会で取上げられ、深く傷ついた経験がある。直接の謝罪も無いまま、当の本人は亡くなった。

こういった経緯からも、今回また同様に議会で取上げられる事に対して強く抗議の意を表する。

「副村長の発言」に対する村長の答弁に対する意見 **【世間】**

笹岡議員】 村長が、ここに云う「実際に過去私の家族も同様に議会で取り上げられ深く傷ついた経験があり、直接の謝罪もないまま、本人は亡くなった」と述べているのは、数年前の(株)TOSHIMAに関する件の事と推察します。

議会では、亡くなられた本人はもとより、村長の家族の誰一人として、取り上げたことは一度もありません。(株)TOSHIMAに関する件と云うのは、その当時、数人の住民から、「椿更新事業に関する予算が1200万円の事業費として払い出されているが、その内、事業費として人件費、燃料費等では、600万円程度しか支出されていない。残りの600万円程はどうなっているのか聞いて貰いたい」という訴えがありました。この話をするため、2016年12月、前田福夫村長に面談を求めたところ、田中誠副村長(いず

れも当時)が、「村長は出張中なので私が伺っておく」との話で、中会議室で1時間程話し合いました。

その時は、「村長には帰り次第伝える。調べるので3月まで待つて欲しい」という事でした。

数日後、村長が出張から帰って、当時耐震工事中であつた村長室で話し合った結果、「慎重に調べて報告する。その間、表ざたにしない」という事で話が一致して終わっていました。この日の村長室での3者の話し合いは徹夜になり、散会したのは翌日朝方の4時過ぎでした。

その後、数ヶ月した翌年5月椿害虫駆除作業をしていた時の昼休みに村長室で村長、副村長と1時間半ほど話し合った結果、「調査して報告する」という事でした。

ところが、その後も何の報告もなかったため、その年の6月議会で初めて、(株)TOSHIMAの経理の件を、「なぜ報告できないのか」質問したこと、他の複数の議員から、「何のことなのか」と云う発言があり、その求めに応じて、これまでのいきさつを申し述べたところ、井口議員より、「我々は何も知らなかった。議員が、これまで執行部と数回に及んで話を

してきているのに何故調べてこなかったのか」との発言がありました。すると田中誠副村長は、「私も皆さん同様、今こで初めて聞いた」と発言があり、前田村長も「私も同じです」と答弁しました。これには正直、「開いた口が塞がらない」とは、このような時のことを言うのかと実感したものでした。その場で、これまでの経過を簡単に述べた上で、「今後村長と話すべきは複数の人と臨むか、録音機を以て臨むことにするしかない」と述べています。

ちなみに、問題の600万円については、6月の議会に於ける証人の証言では、「下請け業者に払いだした」と云うことでした。払い出し先と、その事業内容の質問には、「今こでは分からない」という発言でした。

今こまでは、その時、議場に居た全ての人が聞いていることです。議事録にも故意に削除されていなければ記録されています。この日以後この件は、議会では取り上げられていません。

その後、議会で、(株)TOSHIMAに関する事案で、今日まで一貫して取り上げられてきているのは、利益金の扱いに関する事案です。

村長は、「自分の家族が議会で取り上げられて深く傷ついた」と述べて、それに「強く抗議の意を表する」と言いますが、この間の何処で何時、その事実があったのか。

無いことを在った如くに捏造して、公私混同した感情的とも思えるような議会での発言を聞き流すことは出来ません。

同時に、「村長として村を代表する公人の発言」としても、村長が言うまでもなく、「公開されている議会での答弁として如何なものか」と思います。

村長は、「議会で取りあげる内容ではない」と言つて、その理由として、「言った」「言わない」の「裁判の場ではない」と言います。

議会が、「裁判の場でない」とは認識しています。

と云つて、「事案の真相を明らかにする権限まで規制されている」とは認識していません。

議会が事案の真相を明らかにするのは重要な責務です。

その為の方策として、議会には質問権の他に、参考人や証人を招致すること、時には、調査委員会を設置して調査する権限も法律で定められています。

議会に於ける議員の発言が制約されたら、行政のなすことに何があつても、都合の悪いことは闇に葬られたら、住民は、「モノ言えず、泣き寝入り」という事になります。

村長は、「公開された議会であつた」と言いますが、議会の公開は民主政治の根幹であり、大原則であることを、ぜひ理解して頂きたい」と望みます。併せて、先に述べた、それまでの行政との話し合いが、「議場で否定された時の事情も斟酌して頂けたら」と思います。

村長が副議長の時、「今回のような案件を議場で取り扱う際には細心の注意が必要と言つた」その発言は聞いています。

それならば、村長は私の質問通告を受けて、このような答弁するにあたり、当人には何の問い合わせもない事は、「議員の質問は、細心の注意を払え」だが、立場が村長に変わると、「行政の答弁は、その必要はない」と云う認識なのでしょう。疑問とするところです。

私は、行政による公務上の思索や発生した事案について、議会で質すことは先にも述べたとおり、議員の当然の責務と考えています。

以上、村長の答弁に対する意見

として述べておきます。

諸般の事情を考慮して日時は伏せました。

「以上は、笹岡の意見として述べることで通告して在りましたが、この後、村長から要旨次のような発言がありました。【笹岡】」

村長「その当時の議会に傍聴に来ていて名前を挙げられた。私の家族は辛い想いをしていた。今回の答弁で感情的になっていたことは否定しない。私には、副村長の名誉を守る義務がある。」

議長、副議長に「このような事案は議会で取り上げるべき事ではない」とやめるよう要請してあつた。

笹岡議員「副村長の名誉を守る義務がある」と言うが、住民の方はどうなんですか

村長「住民も同じだが、何故、副村長の話を聞かないで、片方だけの話で質問したのか。」

笹岡議員「それを言うなら、私は事前に質問通告書を提出してあつたにも拘わらず、何故私に対しては聞かなかったのですか。」

村長「議長、副議長には話してあつた。」

笹岡議員「質問者は議長でも副議長でもありません。私です。」

何故、私に聞こうとはしないで、副村長の話だけ聞いて答弁しているのですか。村長が自分の発言は棚上げしておきながら、相手を追求する姿勢は如何かと思ひます。

挙句の果ては、議会の運営にまで踏み込んだ発言は、首長として如何かと思ひます。

私は、他ならぬ、ユーチューブ中継に配慮して、昨日の開会前に村長、議長だけに意見書を提出して議会での扱いを相談してしました。結果は、「このまま続ける」と云う事でしたので、「それでは村長に言われればなしになるので、質問ではなく意見として述べる」と議長に告げて発言をした次第です。【これに対する答弁はありませんでした。】

そもそも、「首長(村長)が気に入らないから」と言つて、議会運営に對して干渉するのは、「議会の権限を否定する越権行為ではないのか」と疑義を抱いています。

ちなみに、本村に於ける歴代々の村長から、「議会運営に對する干渉発言は、古今問わず少なくとも私が知る限りに於いては記憶にありません。【笹岡】」

副村長「当日のことは、記録を残しており、それに沿つて真実をこ

説明する。

「以下、経過の中で双方が基本的に一致している箇所は一部割愛します。【笹岡】」

副村長「当該住民の方からは、その方の家の裏の他の村民の所有する畑との間に擁壁を設置しても、えれば売却を考えてあげてもいいとのことであつた。

無関係な場所の民有地と民有地の間に、公費で擁壁を設置することは法的に公金を支出する根拠がないことを説明し、これまでの提案でご理解いただけるよう説得を続けたが応じてもらえなかった。

ひとまず予算を確保して測量を行わせていただきたい旨を伝えたと、測量が終わり次第、村道のうちの私有地部分にカラーコーンや柵等を設置し、通行を難しくするとの発言があつた。

そうしてほしくなければ擁壁を設置しろとの内容であつた。

私は、「それは脅迫ですか」とお尋ねしたところ、交渉は不成立となつた。今回、改めて確認したが、「何様のつもりだ」というような発言はしておらず、「それは脅迫ですか？」とお答えした次第である。道路区域内の民有地については、無権限【法律上

の根拠が無い事。Ⅱ「世間」で土地を道路として使用することはあり得ず、道路構築時に何らかの権原を取得していると解されている。

供用開始の要件は、

①道路の敷地について、道路管理者が所有権、使用権等の権原を取得していること。

②道路としての物的施設が一般交通の用に供して差し支えない程度に備わっていること。

で、所有権に限定していない。

本件については、昭和62年に供用開始しており、少なくとも平成1年の国土調査成果による分筆時には当該地が村道敷地であること、を所有者が認識していることから、利島村が正当な権原を取得していると言える。

従って、当該土地には、杭を打つなどの私権の行使はできず、万が一打った場合には、法律の定めるところにより、原状回復命令を行うことになり、それでも原状回復がなされないときは、行政代執行を行うことになる。

また、悪質な違反行為に対しては、往来妨害罪として告発の措置をとることとなる。

往来妨害罪は2年以下の懲役

又は20万円以下の罰金が法定刑となっている。

なお、パワハラとは組織内の地位を利用して、部下や同僚、上司に暴力や言葉、適正な仕事の範囲を超えた仕事の強制や、逆に仕事を与えないなどの嫌がらせをする行為であり、当該住民の方と何ら同一組織に属していない私とは、パワハラは成立しえない。

「組織内」という定義が、「職場内」という限定されたもの」との説には、少し異論があります。

広い意味に於いて、「自治体も組織である」と考えています。

法解釈論で論じ合う事は考えていません。当該自治体に居住する、「住民に対する、当該自治体に勤務する公務員による、公務執行中の行為」という見解で指摘しました。Ⅱ「世間」

笹岡議員「法律論を以て管理者側からだけの一方的な話をされていますが、土地の所有者は、「公衆用道路」として登記したら将来、無条件かつ永久に地目を変更する権利は消滅するのですか。

私が調べたところでは、しかるべく事情があれば、「地目の変更は可能」となっています。但し、それは地

権者が一方的に出来ることではなく、それには第一に、道路管理者である村の承諾が必要となります。

徹底的に争うのであれば、その最終的な決定は、司法の判決によるのかも知れません。

ところで、地権者は、「民有地に係る個所での擁壁の設置を要請したことはない」と云います。

更に、「擁壁を設置したら村道に係る用地を売却しても良い」と言っています。副村長は、「一体何様のつもりだ」と言っていないと言、「脅迫するのかもしれない。それは脅迫ですか、とお訪ねした」と言います。「お訪ねした」と云う、この表現に如何ほどの違いがあるのか。さしたる問題には思えません。

ともかく、「脅迫」という言葉を発したという点では共通しています。それも含めて、このように本件では、双方に言った、言わないが問題の様相になっています。

そこで伺います。

副村長は答弁書の冒頭で、「当日のことは、記録を残しており、それに沿って真実を説明する」と述べています。その記録とは、書面ですか。記憶ですか。

副村長「その日の公務日誌として、パソコンに入れてある。

笹岡議員「それはプリントして提出は可能ですか。

副村長「村長、議長と相談しなくては提出できない。

笹岡議員「書面を提出してくれ」とは言っていない。

「可能ですか」と聞いています。録音はされていますか。

副村長「録音はしていない。

笹岡議員「書面は何時でも作文できます。書き換えも自由に出来ます。しかも、パソコン入力なら簡単に、その作業が出来ます

ところが録音は、人の声を事を消すことは出来ても、無い人の声を消すことは出来ず、無いために加工することは出来ません。後日必要ある時は、相談して提出して下さい。

副村長は今改めて確認したが、「何様だ、とは言っていない。脅迫ですか、とお訪ねした」と言います。何を確認したんでしょうか。

副村長は、これまでも何の予告もなく議員を突然、「刑事告発する」と通告したり、今回のように、事の対峙するに当たって、刑法の懲役刑まで持ち出して構えを見せるなど、「事あれば刑事事件扱い

する」姿勢を見せています。

一般社会の人は、「役人」から刑事事件扱いの通告を受けたら、途端に強烈な畏怖感に襲われてしまいます。相手方に畏怖感を抱かせると同時に、時には、なだめ透かすような飴と鞭を巧みに使い分ける手法は、副村長独特の対処手段のように感じています。Ⅱ「世間」



副村長の選任同意

阿部翔太郎 (39才)

《全議員賛成 同意》

固定資産価額委員選任同意

梅田吉昭 (56才)

《全議員賛成 同意》

出会いと交流応援基金条例

婚活を目的としたイベント費用として、200万円を基金で積み立てます。

《全議員賛成 可決成立》

《全議員賛成 可決成立》

公益的法人等への利島村職員の派遣等に関する条例

派遣等に関する条例

農協、漁協、(株)TOSHIMA、社協に職員を出向派遣します。社協の事務局長が予定されています。

《賛成 前田 清・井口 保

反対 石野 治・笹岡 寿一
賛否同数の為、寺田 優議長

の決裁で可決成立》

村長等の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

東京都から派遣されてくる副村長に、給料の10%を手当てとして2年間に限って支給します。

《全議員賛成 可決成立》

例 村税条例の一部を改正する条例

固定資産税の評価課税対象額の免税額が、現行の土地、家屋共に1万5千円から、土地が30万円、家屋が20万円に引き上げられます。同様に、償却資産税も現行の50万円から、150万円に引き上げられます。

《全議員賛成 可決成立》

「この改正で他の島と足並みを揃えたことになります。」

この改正により、引き上げられた評価額までは、其々の資産税が掛からなくなります。《世間》

勤労福祉会館設置条例の一部を改正する条例

閉館日が従来の火曜日、水曜日から、以前の月曜日週1日の閉館に変わります。開館時間は、午前9時より午後6時となります。

《全議員賛成 可決成立》

「休憩時間中でしたが、交流会館の利用申し込みを勤労福祉会館にすることを検討したい」と話していました。その方が利用しやすいかも知れません。《世間》

令和4年度一般会計予算

笹岡議員 原案に反対します。

理由は、次に述べるとおりです

一、40万円払って、村に顧問弁護士を置くことについて。

固定的费用負担をする理由が納得できない。必要に応じて相談すれば事足りる。

一、公益的諸団体に住宅建設資金を投入することについて。

(株)TOSHIMAに300万円の住宅建設資金を積み立てる補助金を出すのは、個々の団体が建てた住宅には、公費を以て建てたにも拘らず、空き室となっても、その従業員以外は人居出来ないこと。

団体が、住宅建設積立金として補助するための財政支援制度は国、都には無いこと。

一、10年間で3億5千万円余の費用を投じて、18世帯分の単身者用住宅のリース契約するため高額の自己財源を投入するのではなく、計画的に国の制度を活用して公営住宅建設が望ましいこと。

リース住宅は、賃貸業者の利益を含むものであり、その分高額な負担となること。

従って、住宅のリースは差当り必要な6件程度にすること。

一、新築する人への助成制度について。

答弁は無かったが、他の助成事業と異なつて対象者が、ごく少数と想定されること。

空き家改修の方が多くみられることを考慮して、助成対象とすることも合わせて、住民の意見を聞く必要がある事。

一、公益的諸団体に村職員を派遣することについて。

村職員の人件費に対する補助制度はなく、すべて自己財源を充てることになっていて、財政力を圧迫し弱体化させること。

一、(株)TOSHIMAが使用する重機をレンタル化することについて。

その費用が2100万円も投入される。住宅と同様にレンタル業者からのレンタルは、利益分を負担することになること。

村が所有とするか。(株)TOSHIMAに売却して、維持管理費は補助金に参入して計上するのが好ましいこと。

村は、「修理するにも、タイヤの交換するにも技術が無く、管理が出来ない」と言うが、「何も村職員が修理やタイヤの交換をする」と云う事でもなければ、「日常の水洗いや油さし等の管理業務をを棧橋に行つて行う」と云う事でもない。

社員で出来る軽微な管理は、会社で行うのが常識だろうし、それを超える保守管理は、島内業者に依頼すれば事足りる。

一、住民の声が届かず、要望が殆ど取り上げられないこと。

一、議員には、「信頼関係を以て理解と協力を」と言いつつ、議員活動にとつて必要な議事録の配布要望には取り合わないこと。

以上の理由を以て、反対意見とします。

《賛成多数 可決成立》

「各特別会計の事業内容には、反対する理由はありませんでした」

が、特別会計には、一般会計からの財源繰り出しがあり、一般会計に反対している関係で、全ての特別会計に反対しました。《世間》

議事を終えるにあたって

今議会ほど、「言った」「言わない」「行政と議会の信頼」「ご理解下さい」「ご協力下さい」と言った言葉が飛び交った議会はありませんでした。

その一方で、同じ事業に対する答弁書に書いてあって読み上げた答弁と再質問の中で答弁が、いとも簡単になることもありました。そうかと思えば、予算の説明文書には印刷して公表しているにも拘らず、その説明を求める質問には、「東京都との信頼関係を損ねる」と言つて、頑強に答弁を拒み通すなど、東京都にも秋明できそうにない、支離滅裂な対応もありました。

途中で指摘しても、何の釈明もありませんでした。「信頼」とは何か、改めて考えてみたいものです。春一

国際社会は団結して「ロシアは侵略やめよ」、「国連憲章をまもれ」の一点で声をあげよう

ロシアのウクライナ侵略を止めるため 世界に働きかける外交を 共産党・志位委員長が強調

志位委員長
の記者
会見の
動画



日本共産党の志位和夫委員長は3月10日、国会内で記者会見し、ロシアのプーチン大統領による無法なウクライナ侵略を止めるうえで、「世界の多くの国々と市民社会の力をあわせることが一番の力になる」と力説し、憲法9条を持つ日本政府として、国連総会緊急特別会合(2日)でのロシア非難決議の採択に棄権、退席した国々に対し、軍事行動の中止を求める立場に立つように働きかける外交活動を展開すべきだと主張しました。



志位氏は、ロシアによる侵略を糾弾し、軍事行動の中止を求める非難決議は、国連加盟国の7割を超える141カ国という圧倒的多数の賛成で採択されたと強調。一方、採択での棄権は35カ国、退席し採択に加わらなかった国が12カ国あったことを示し、「この47カ国に対し、侵略を非難して軍事行動の中止を求める立場に立つように働きかけていく——この外交活動を(日本政府に)強く求めたい」と表明しました。

安倍・プーチン合意の「日ロ経済協力プラン」の中止をはじめ、対ロ外交全般の抜本的見直しを

志位氏は、「もう一つ重大なこと」として、2016年当時の安倍晋三首相がプーチン大統領と8項目の「日ロ経済協力プラン」に合意したことに言及。当時、ロシア側は日ロ「共同経済活動」は「ロシアの主権のもとで行われる」と繰り返し表明していたことから、志位氏が当時(16年12月)発表

した談話で「ロシアによる実効支配を強め、日本の領土に対する主権が損なわれる」と反対したと紹介しました。

その上で、「この警告は現実のものとなっている」として、プーチン大統領がこの間、千島と歯舞、色丹を「経済特区」とし実効支配を強めようとしていることを強く批判しました。

さらに志位氏が当時の談話で、ロシアによるクリミア半島併合に欧州連合(EU)が対ロ経済制裁を行っていたもとで日本がロシアとの経済協力を進めたら、国際的なロシア制裁の取り組みを崩すことになりかねないと反対していたことも明らかにしました。志位氏は、「二重に間違っていると私たちは反対したが、警告通りとなり、破綻したのが現状だ。安倍・プーチン合意にもとづく『日ロ経済協力プラン』なるものは中止すべきだ」と強調しました。

その上で、「日本政府の対ロ領土交渉の方針、対ロ外交の全般を抜本的に見直し、ロシアの覇権主義と厳しくたたかう立場を確立することが急務となっている」と表明しました。

日本共産党の主な政策

- 野党統一と市民連合の団結で、野党連合政権を実現して、憲法破壊の自公強権政治と政権交代をしよう！
- 平和と民主主義を蹂躪する、安保法制(戦争法)と特定秘密保護法、共謀罪法を廃止しましょう！
- 消費税の廃止を前提にして、当面5%に減税します！
- 沖縄の辺野古米軍基地建設に反対します！
- 「森友・加計疑惑」を明らかにし、国政の私物化を許しません！

日本共産党の東京選出の国会議員

衆議院議員

参議院議員



宮本 徹



笠井 亮



小池 晃



田村 智子



吉良 よし子



山添 拓

* この「あしたば」は、[機関紙 あしたば] で検索すれば読めます *